

第4節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 和泉警察署との連携体制の確立 2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供 3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請 4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	産業振興室 和泉警察署 商工会議所

第1 計画の方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、デマ、うわさの防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第2 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 警戒活動の強化

和泉警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協議会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第4 暴力団排除活動の徹底

和泉警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、また適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携を図り、物価の動きを監視・指導し、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。